

男女平等に関する国内の動向や取り組み

1 女性の活躍推進等について

(1) 年表でみる取り組み

	主だった動き・法律の整備等
平成 26 年(2014 年)	・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置
平成 27 年(2015 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定
平成 28 年(2016 年)	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」の策定 ・「東京都女性活躍推進白書」の策定
平成 29 年(2017 年)	・「育児・介護休業法」の改正 ・「東京都女性活躍推進計画」の改定
平成 30 年(2018 年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
令和元年(2019 年)	・女性活躍推進法の改正
令和 4 年 (2022 年)	・女性活躍推進法の改正 ・「東京都女性活躍推進計画」の改定
令和 6 年 (2024 年)	・「育児・介護休業法」の改正
令和 7 年 (2025 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍法）の期限を10 年間延長（令和18 年3 月31 日まで）
令和 7 年 (2025 年)	独立法人男女共同参画機構法（整備法）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）（令和 8 年 4 月 1 日設立）

(2) それぞれの取り組みの詳細

①女性の活躍推進に向けた取り組み

- 女性活躍法の期限延長

職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けること等の措置を講ずる。

- 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」について
(令和 7 年 7 月資料) ※別紙のとおり (一部抜粋しております)

- ② 独立法人男女共同参画機構法（整備法）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）（令和 8 年 4 月 1 日設立）

「基本法の施行から 25 年、我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立等、なお一層の努力が必要とされている。こうした現状を鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を新設する。

また、機構に「ナショナルオブセンターズ」として機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地域づくりを後押しする。」（「機構法制定の趣旨」より抜粋）



女性活躍・男女共同参画の現状と課題

1. 男女共同参画の現状
2. 女性の人生と家族の多様化
3. DV・性暴力の現状
4. 男女共同参画を推進する政策

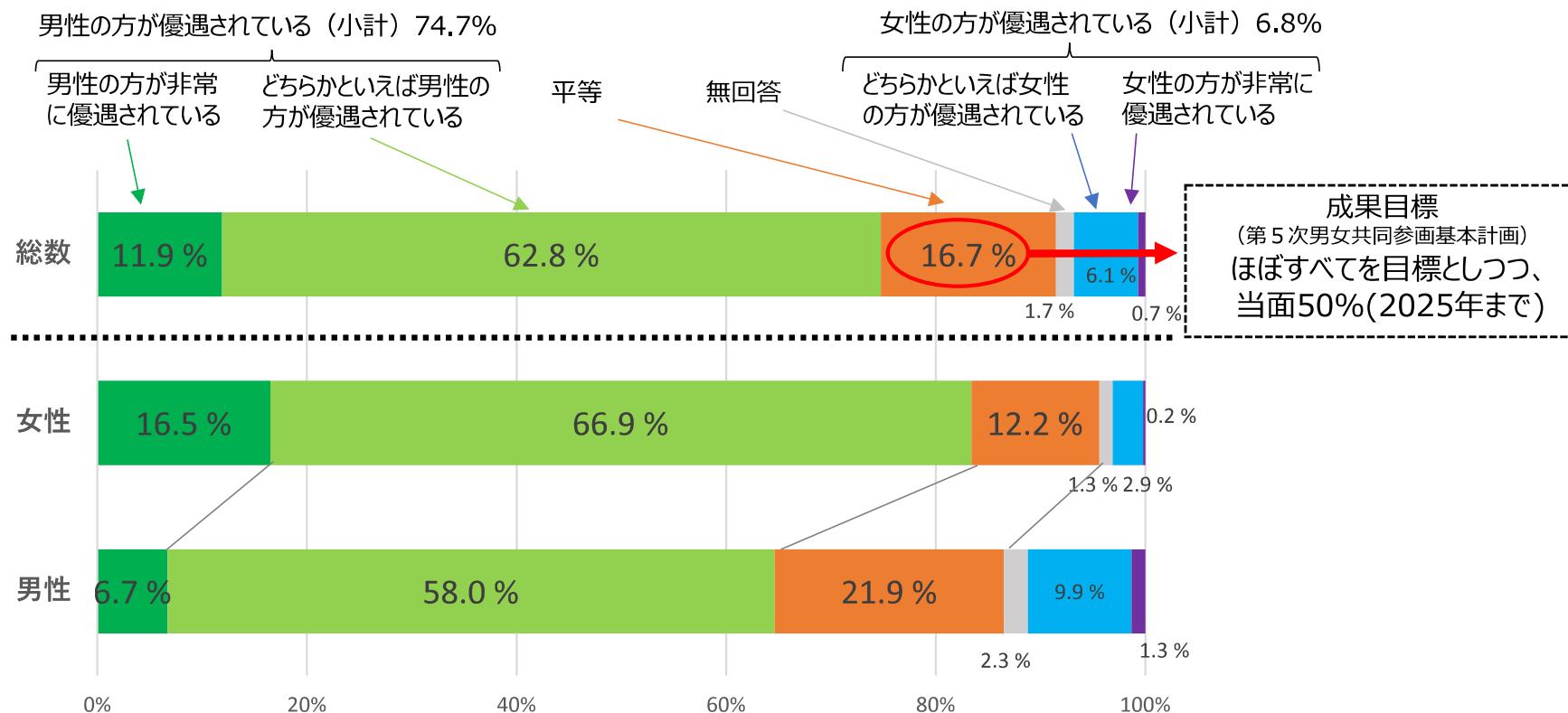
令和7年7月

内閣府男女共同参画局

男女の平等感に関する意識

- 男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、社会全体でみた場合には、「平等」と答えた者の割合が16.7%、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が74.7%（「男性の方が非常に優遇されている」11.9%+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」62.8%）となっている。
- 「平等」と答えた者の割合を分野別にみると、「学校教育の場」で70.4%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で40.3%、「法律や制度の上」で38.2%、「家庭生活」で30.0%、「職場」で25.8%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で16.3%、「政治の場」で9.4%となっている。

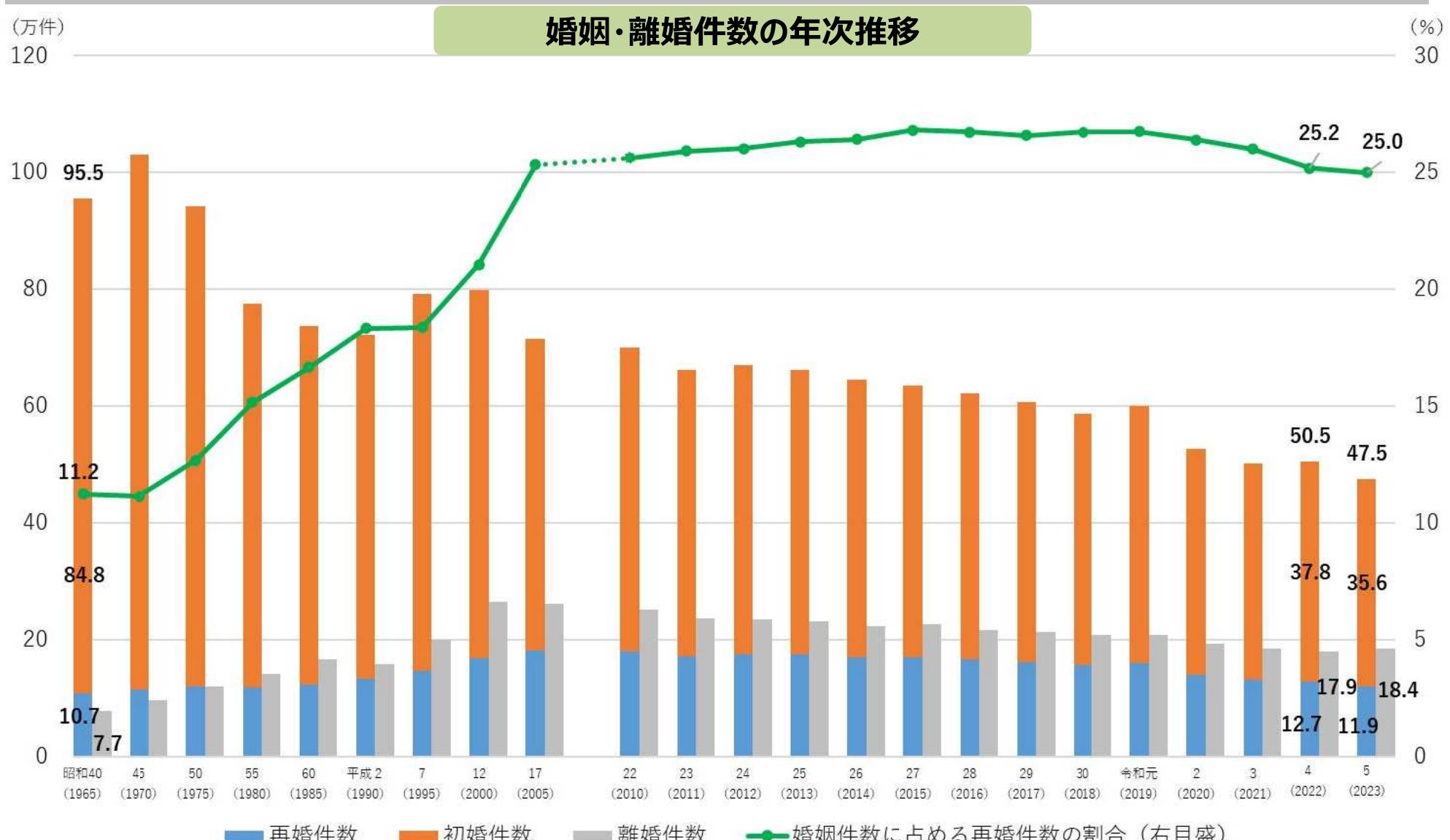
社会全体における男女の地位の平等感



(出典) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和6年9月調査)

離婚・再婚の動向

- ・婚姻件数について、近年は減少傾向で推移。
- ・離婚件数について、近年は減少傾向で推移していたが、令和5年は増加。



- (備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
 2. 初婚件数は「夫妻とも初婚の件数」、再婚件数は「夫妻とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数」。
 3. 婚姻件数に占める再婚件数の割合は、「再婚件数」／「婚姻件数総数 (初婚件数 + 再婚件数)」 × 100。

男女の寿命について

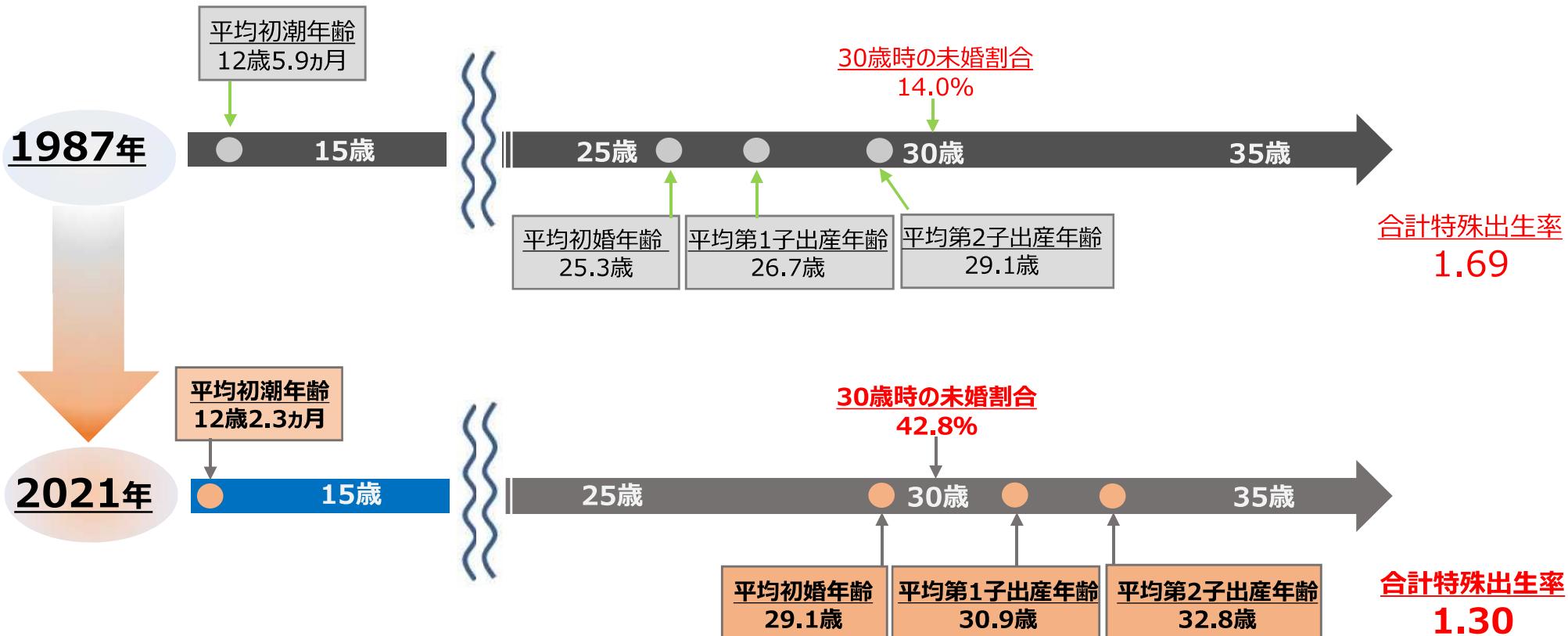
	男	女
90歳時 生存割合	28.1%	52.6%
95歳時 生存割合	10.5%	27.9%
平均寿命	81.56歳	87.71歳
死亡年齢 最頻値 (※)	88歳	93歳
100歳以 上の人口	9,766人	69,757人
105歳以 上の人口	715人	5,800人

(※) 「死亡年齢最頻値」は死者数が最も多い年齢

出典：100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回
生命表」

10代・20代女性のライフイベント年齢

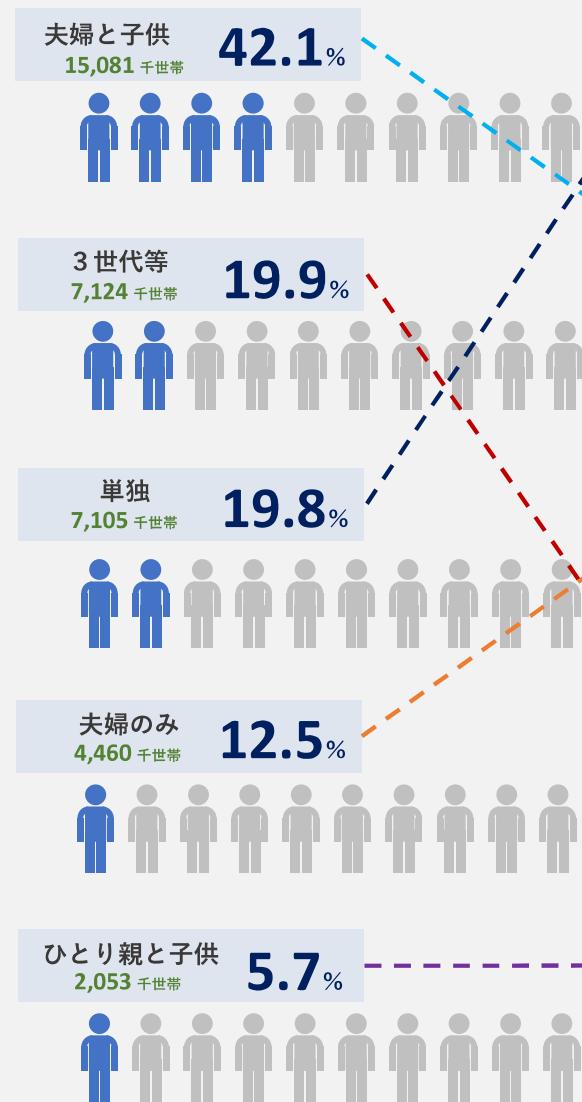
- 現代の女性は、結婚・出産等に関し、数十年前の女性とは異なる状況にある。
現代女性が生理と付き合う期間は長い。



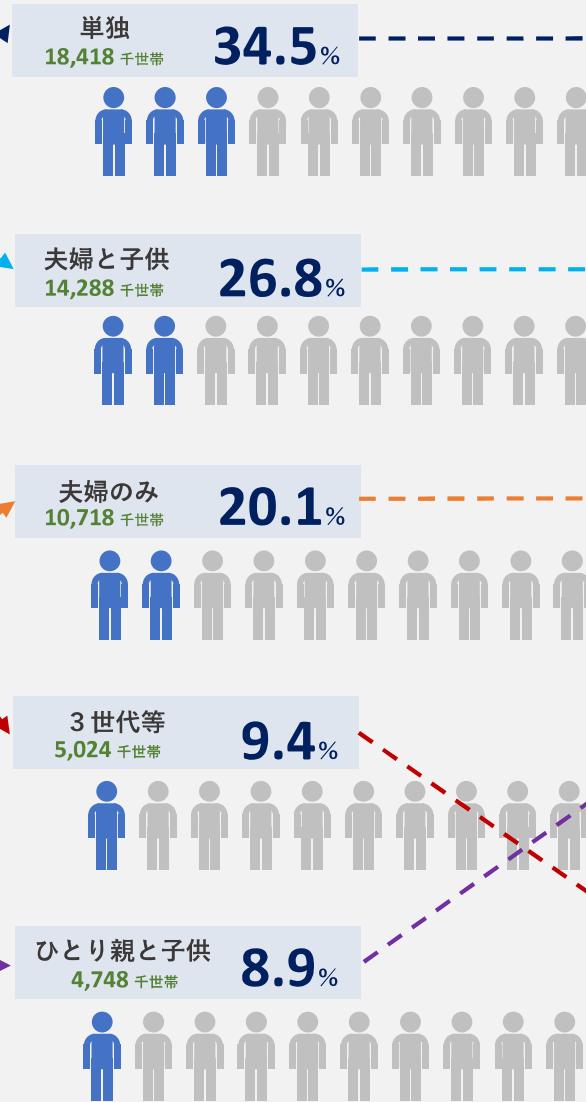
- (出典) ●平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。
備考：1987年の数値は1987年調査結果、2021年の数値は2021年調査結果をそれぞれ記載。
- 30歳時の未婚割合：総務省統計局「国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。
注：30歳時の未婚割合 = 30歳時の未婚者数 / 30歳時の未婚者数 + 有配偶者数 + 死別者数 + 離別者数
備考：1987年の数値は1985年調査結果、2021年の数値は2020年調査結果をそれぞれ記載。
- 第一子出産年齢、第二子出産年齢：厚生労働省「出生に関する統計」の概況より内閣府男女共同参画局作成。
備考：1995年以前は5年毎の調査のため1987年の数値は1985年を引用した。
- 合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」より内閣府男女共同参画局作成。

家族の姿の変化

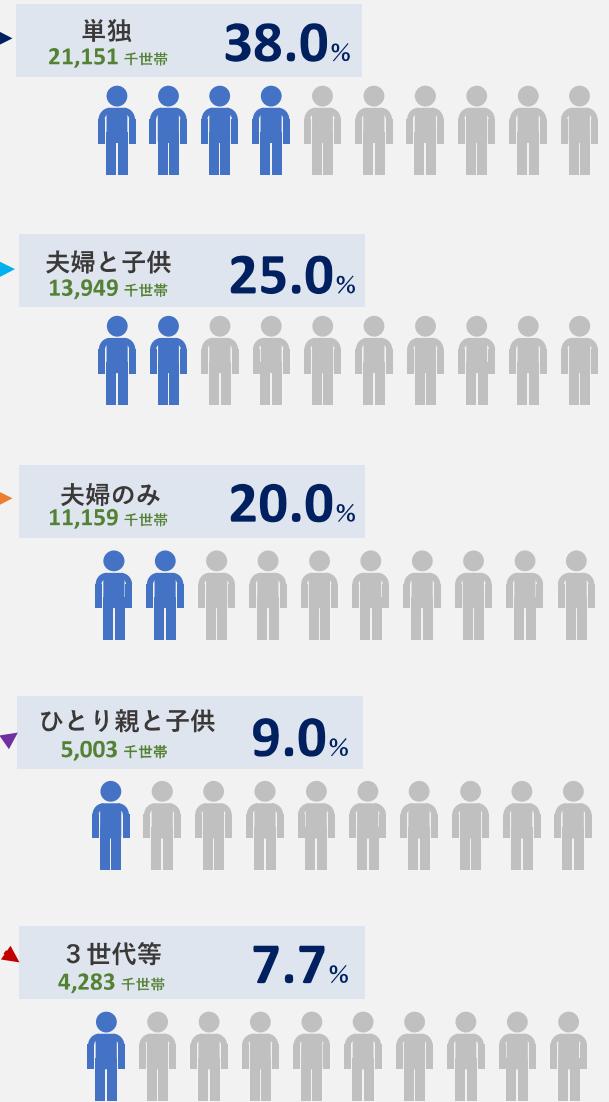
昭和55年（1980年）



平成27年（2015年）



令和2年（2020年）



注)総務省「国勢調査」より作成。一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。「子」とは親族内の最も若い「夫婦からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

男性の人生の変化

男性の育児休業取得率は40.5%。50歳男性の4人に1人は独身(結婚未経験)。男性の単独世帯は1094万世帯(一般世帯数の19.6%)。家庭や地域社会において男性の活躍を広げることが不可欠。

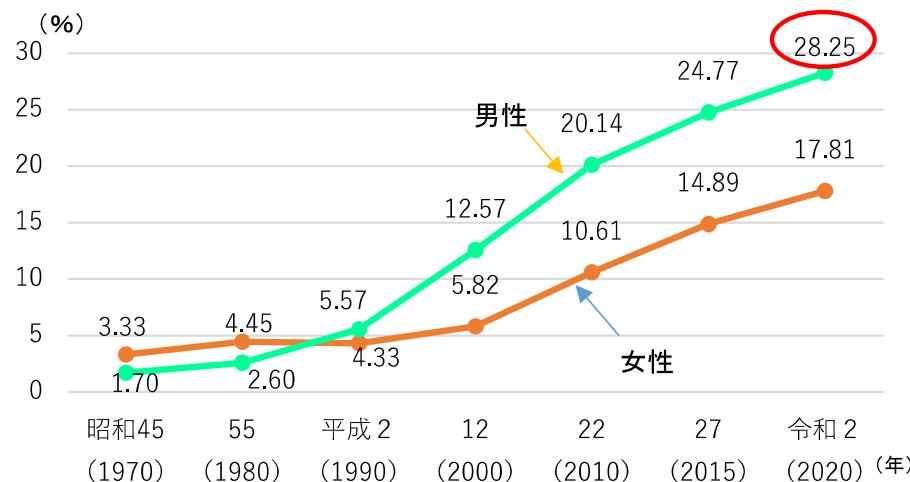
民間企業の育児休業者の割合

	2022年度	2023年度	2024年度
女性	80.2%	84.1%	86.6%
男性	17.1%	30.1%	40.5%

(備考) 厚生労働省「雇用均等基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

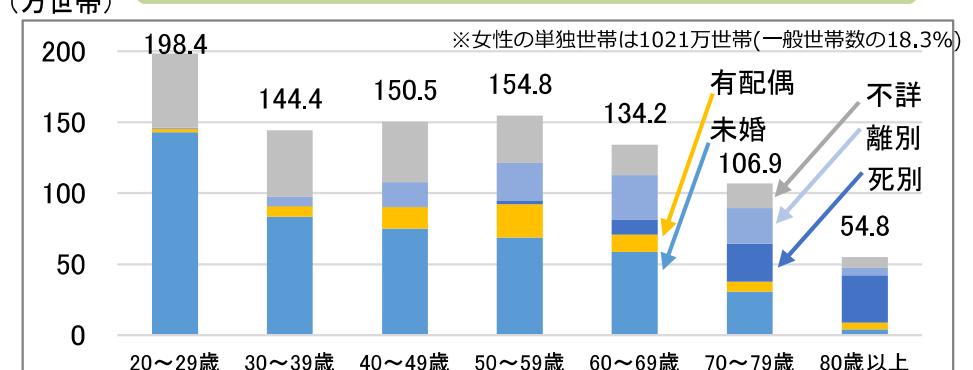
- 男性の一般職国家公務員の育児休業取得率(人事院調べ)
 - 80.9% (2023年度)
- 地方公務員の男性の育児休業取得率(総務省調べ)
 - 47.6% (2023年度)

50歳時の未婚割合



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」より作成。
2. 「50歳時の未婚割合」とは、45~49歳の未婚割合と50~54歳の未婚割合の平均値。
3. 平成27(2015)年と令和2(2020)年は、配偶関係不詳補完結果に基づく値。

男性の単独世帯数(年齢階級別) : 1094万世帯



(備考) 総務省「令和2年国勢調査」より作成。一般世帯。施設に入っている人は含まれない。

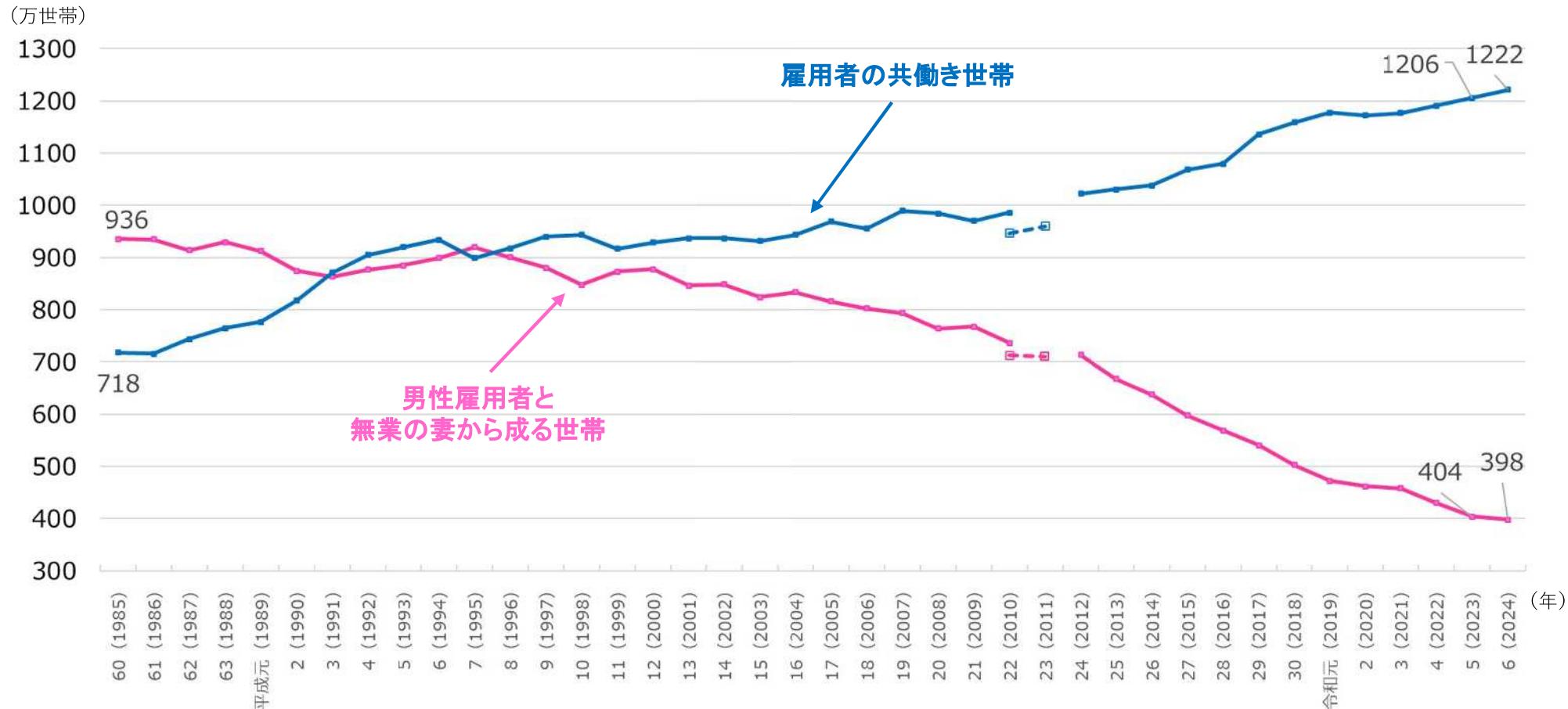
同居の主な介護者の続柄の推移



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。



- (備考)
- 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 - 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

ひとり親世帯の状況

- およそ30年間で、母子世帯は約1.4倍に増加している。
- ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いが、平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い。また、養育費を受け取っていない世帯が全体の約7割となっている。

母子世帯数^(注) 84.9万世帯 → 119.5万世帯（ひとり親世帯の88.9%）

父子世帯数^(注) 17.3万世帯 → 14.9万世帯（ひとり親世帯の11.1%）

（昭和63（1988）年）

（令和3（2021）年）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

【参考】児童のいる世帯数は983.5万世帯（令和5（2023）年））【出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」】

	母子世帯	父子世帯	一般世帯（参考）
就業率	86.3%	88.1%	女性74.1% 男性84.5%
雇用者のうち 正規	53.5% ^(※)	91.6% ^(※)	女性50.6% 男性83.0%
	46.5% ^(※)	8.4% ^(※)	女性49.4% 男性17.0%
平均年間 就労収入	236万円 正規:344万円 パート・アルバイト等:150万円	496万円 正規:523万円 パート・アルバイト等:192万円	平均給与所得 女性316万円 男性569万円
養育費 受領率	28.1%	8.7%	—

【出典】母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（推計値、令和3年度）

一般世帯は総務省「労働力調査」（15～64歳、令和6年）、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和5年）

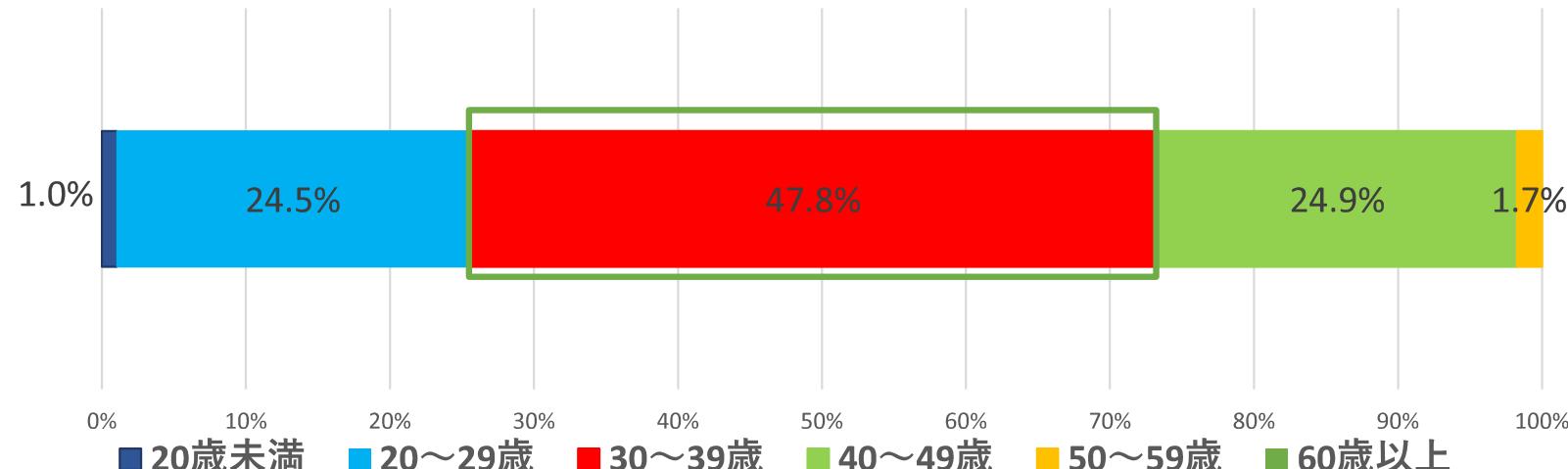
（※）母子世帯及び父子世帯の正規／非正規の構成割合は

「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合

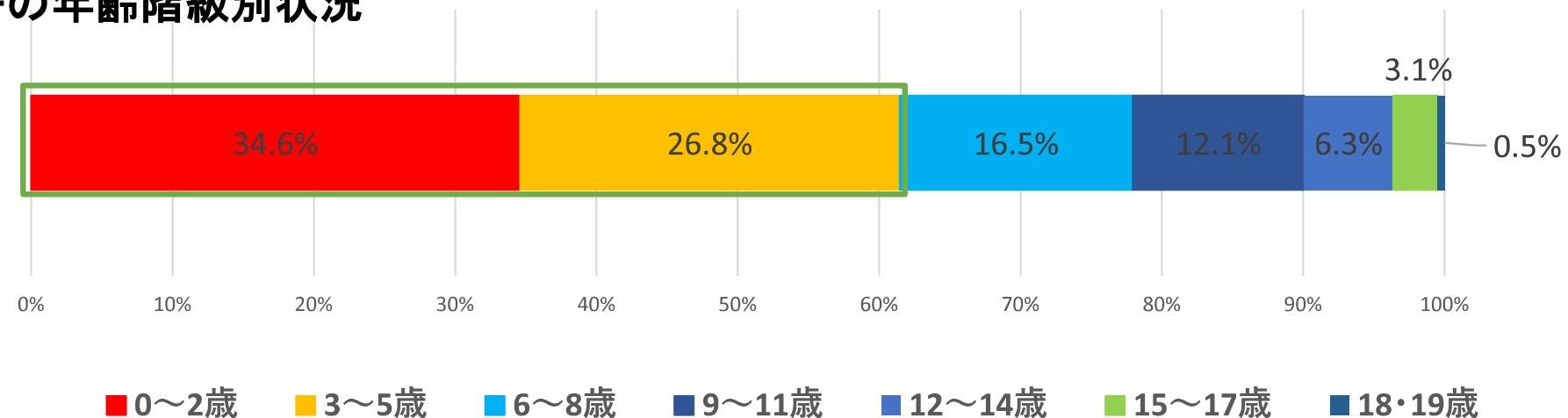
離婚で母子世帯になった時の母及び末子の年齢

- ・母子世帯になった時の母の年齢を見ると、30代が約5割(47.8%)であり、次いで40代(24.9%)、20代(24.5%)となっている。
- ・末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の6割を占めている。

○母の年齢階級別状況



○末子の年齢階級別状況

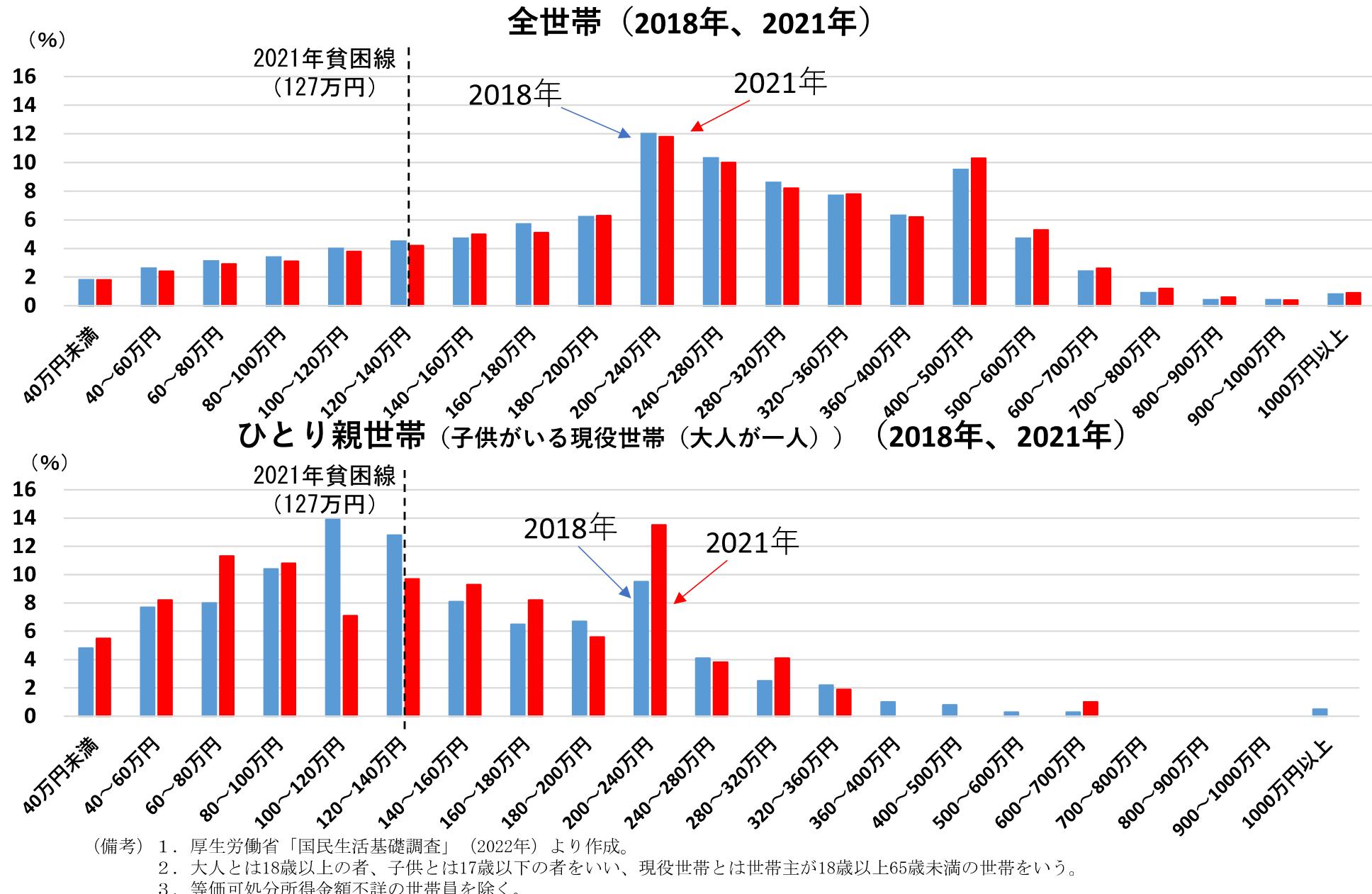


- (備考) 1. 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
3. 「離婚」は、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚の合計。
4. 母の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の母親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。
5. 末子の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布

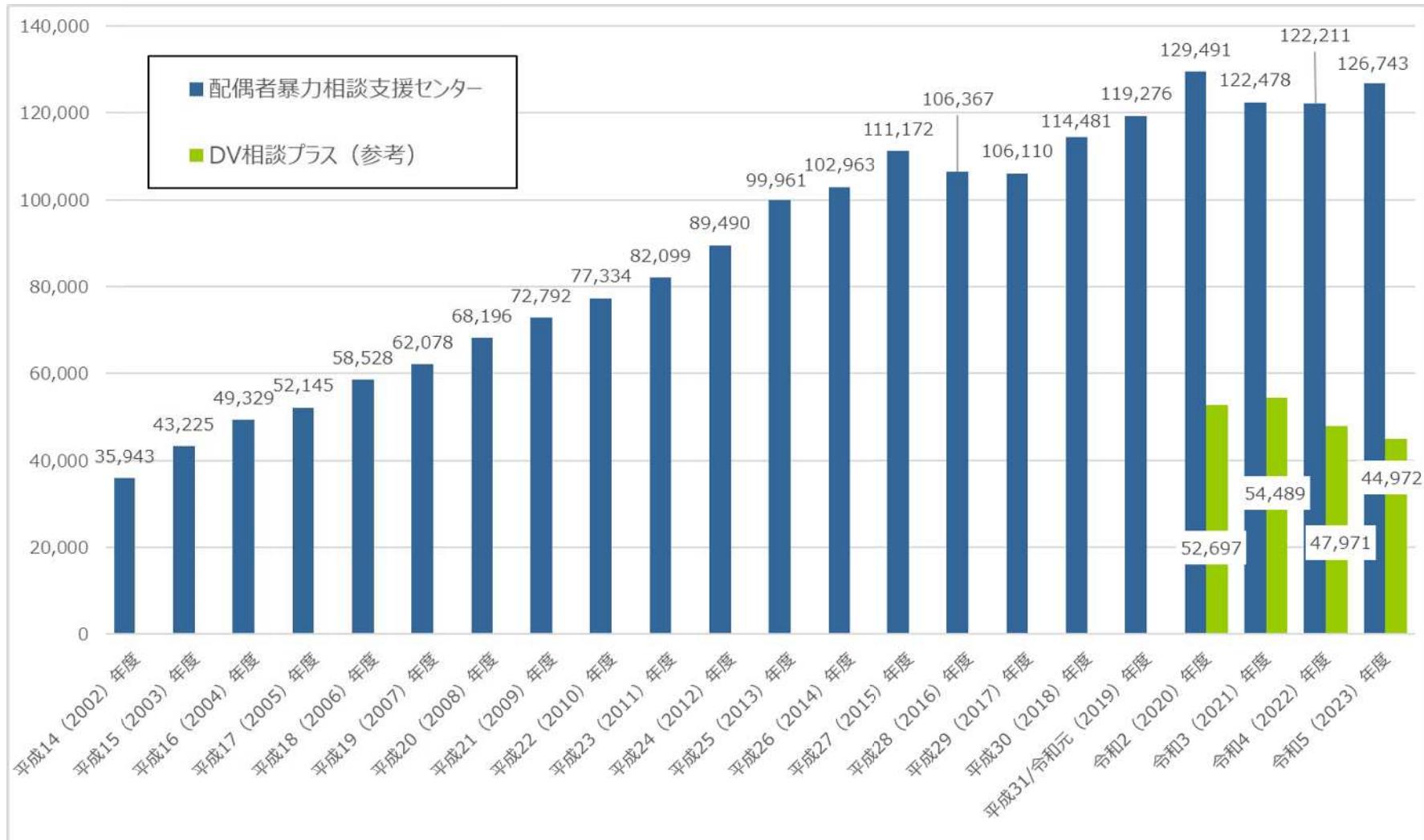
- ひとり親世帯（※）の約半数は、等価可処分所得が貧困線以下となっている。

※ 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯



配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4%増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。（令和6年12月時点）

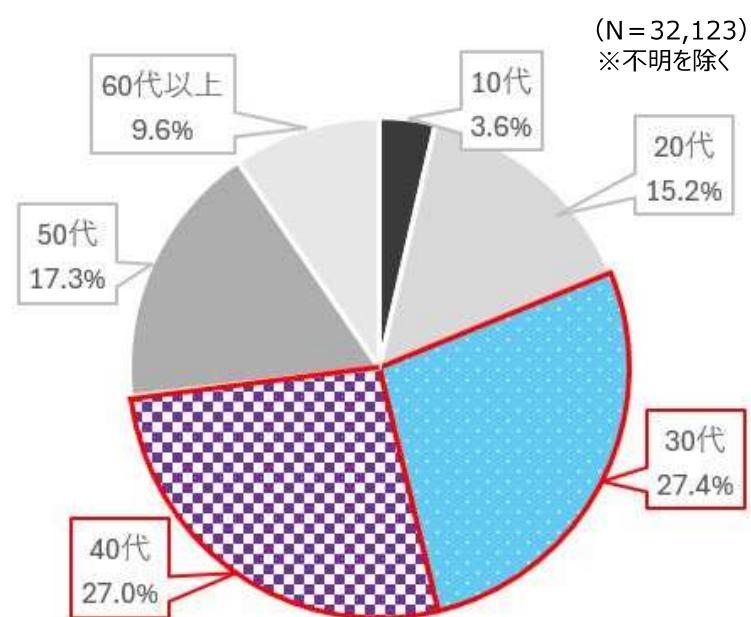
※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者の年齢は、30代・40代で半数以上(54.4%)を占める。
- ✓ 相談内容の約7割(73.7%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

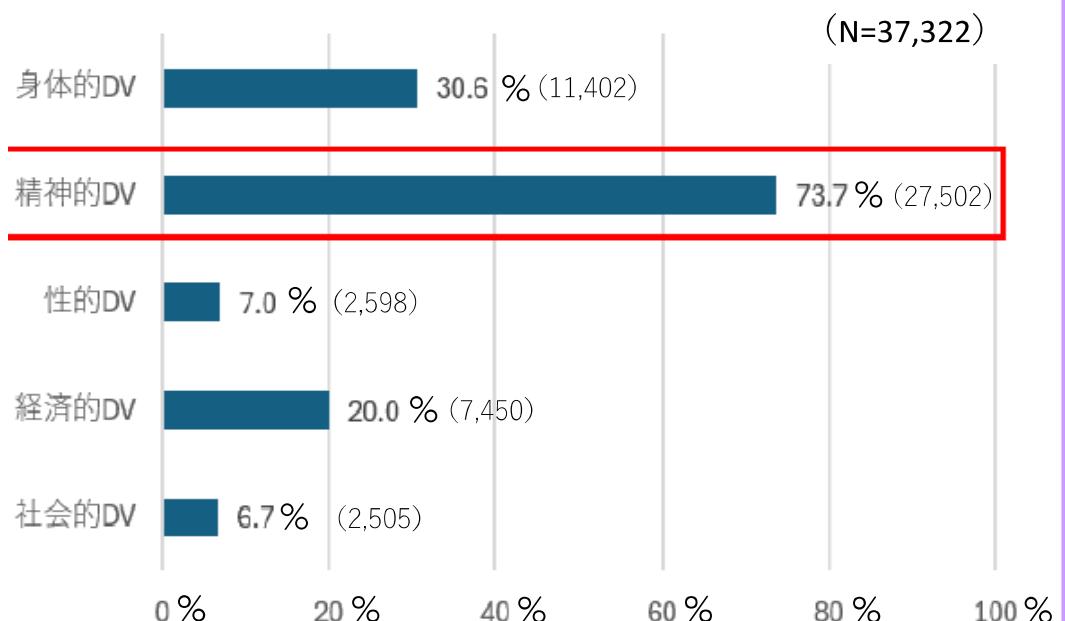
相談者の年齢

30代・40代で全体の半数以上を占める。



相談内容（複数回答）

相談内容の約7割が精神的DVを含んだ内容



(出典)令和6年度「DV相談プラス事業における相談状況調査事業」報告書

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

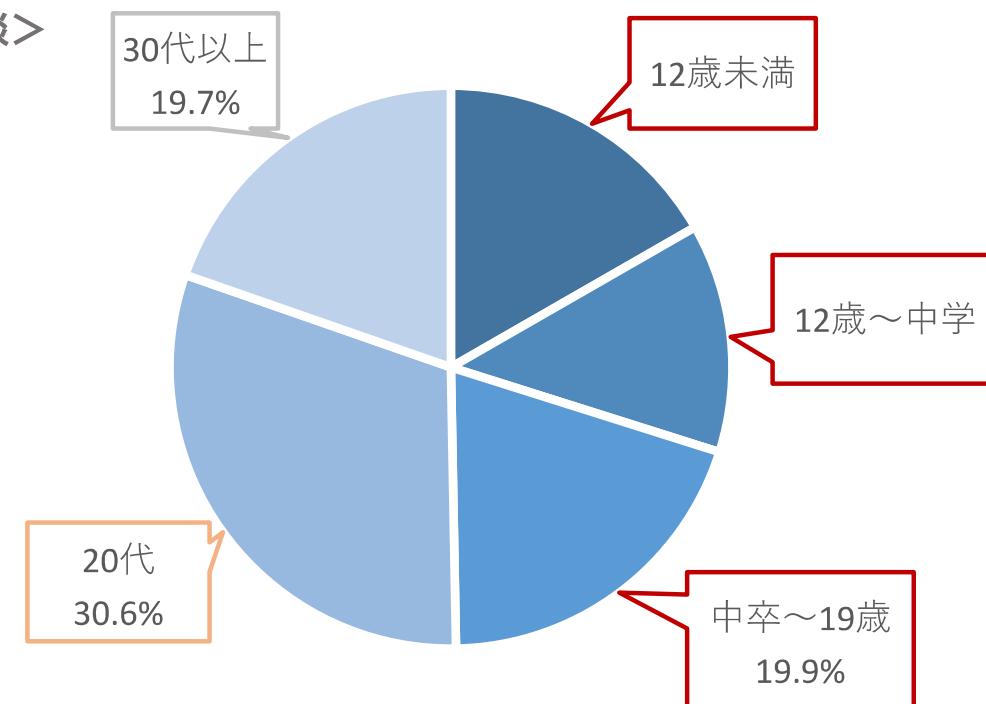
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）